

# 脚立・はしごからの墜落災害が多発しています!!

名古屋西労働基準監督署



名古屋西労働基準監督署管内で平成 26 年に発生した脚立・はしごからの墜落災害(休業4日以上)件数は 25 件と、前年比 10 件の大幅増加となっています。業種別では建設業が約 4 分の 1 を占め、ビルメンテナンス業、商業、飲食店で多く発生しています。事業者各位におかれましては、下記の点などに留意し、引き続き災害防止に努めていただくようお願いいたします。

## 1 安全な作業方法の選定等

### 作業床の設置等 (労働安全衛生規則 518~521 条)

高さ 2m 以上の箇所で行なう場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、作業床の端、開口部等には、囲い、手すり等を設けることが原則となります。また、これらが困難な場合には、防網を張り、安全带取付設備等を設けた上で労働者に安全带を使用させる等の措置を講ずることが必要です。

### 昇降するための設備の設置等 (労働安全衛生規則 526 条)

高さまたは、深さが 1.5m を超える箇所で行なうときは、労働者が安全に昇降するための設備等を設けることが原則となります。

### 安全な作業方法の選定

高所作業を行う場合には上記のことを念頭に置いた上で、作業内容を考慮し、安全に作業を行えるよう適切な作業方法の選定を行ってください。

## 2 脚立、はしごの要件等

脚立、はしごについては、次に適合したものを使用することが必要です。

### 脚立 (労働安全衛生規則 528 条)

丈夫な構造とすること。

材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。

踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

### はしご (労働安全衛生規則 527 条)

丈夫な構造とすること。

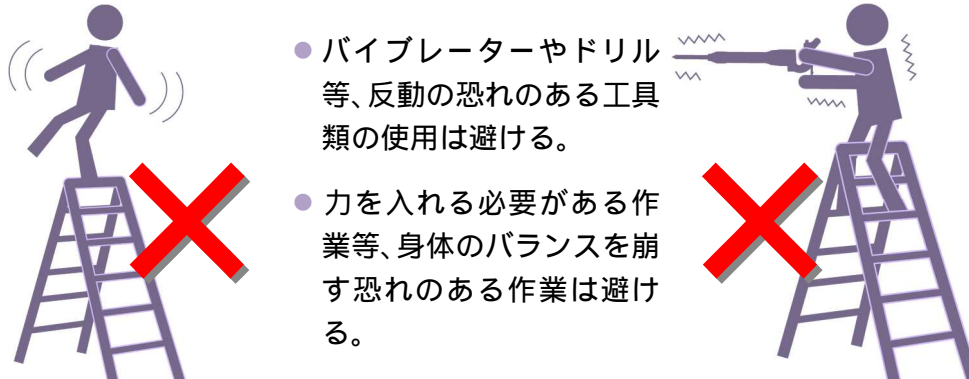
材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

幅は 30cm 以上とすること。

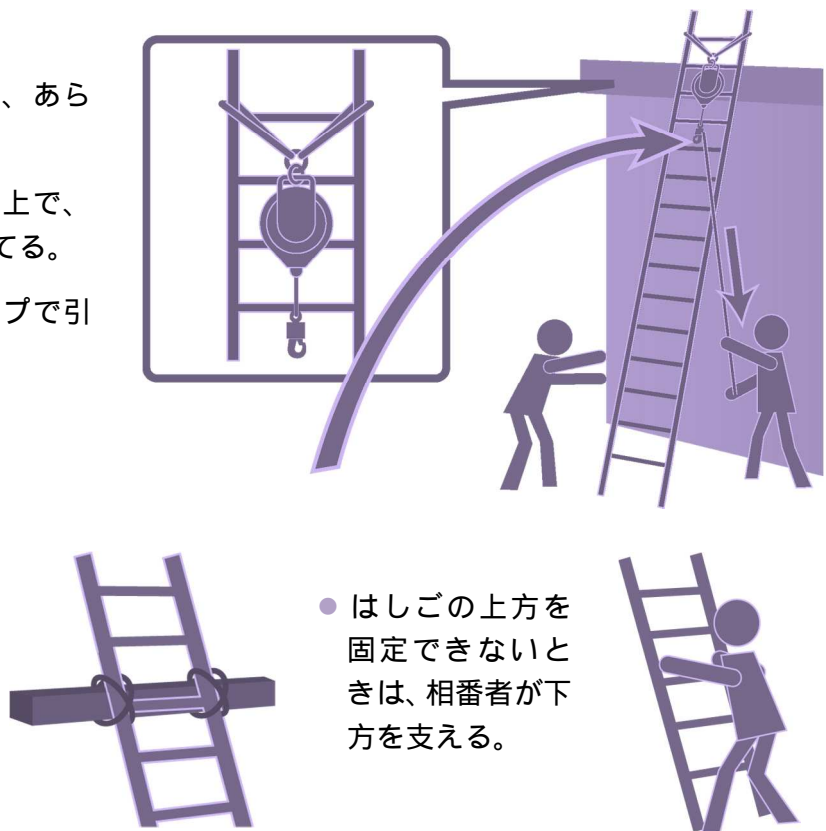
すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

### 3 脚立、はしごを使用する際の注意点等（例）

#### 脚立を使用する際の注意点等

- 脚立の天板上での作業は避ける。
  - バイブレーターやドリル等、反動の恐れのある工具類の使用は避ける。
  - 力を入れる必要がある作業等、身体のバランスを崩す恐れのある作業は避ける。
- 

#### はしごを使用する際の注意点等

- 安全ブロックの取付けは、あらかじめ地上で行う。
  - 安全ブロックを取付けた上で、目的の場所にはしごを立てる。
  - フックは、引き寄せロープで引き寄せる。
  - はしごの上方は、建築物等に固定する。
  - はしごの上端は、床から60cm以上突出させるようにする。
  - はしごの上方を固定できないときは、相番者が下方を支える。
- 

#### 災害事例（27年発生）6月末現在

被災者	休業日数	災害発生状況
経験 31 か月 40 歳	7 日	機械の調整のためはしご昇降中に墜落した。
経験 5 年 68 歳	2 ヶ月	樹木の選定作業中、切り落とした枝が脚立に当たりバランスを崩して墜落した
経験 1 か月 26 歳	1 ヶ月	ローリングタワーのタラップ昇降中に墜落した。
経験 30 年 68 歳	1 ヶ月	脚立の開き止めを使用せず使用し脚部が開き墜落した。
経験 1 年 40 歳	1 ヶ月	棚足場へ脚立を使用し昇降移動中に墜落した。
経験 30 年 69 歳	1 ヶ月	倉庫内で脚立の天板から墜落した。
経験 4 年 54 歳	1 ヶ月	脚立から降りる際に足を踏み外し墜落した。
経験 1 年 55 歳	7 日	脚立を昇降中に脚立の足が折れ転倒した。